

一般競争入札の実施（公告）

長崎港湾漁港事務所公文書・什器移転業務委託について、次のとおり一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年1月20日

長崎港湾漁港事務所長 平井 太郎

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 長崎港湾漁港事務所公文書・什器移転業務委託
(2) 業務内容 「長崎港湾漁港事務所公文書・什器移転業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
(3) 履行期間 契約日から令和8年3月27日まで
(4) 履行場所 長崎市大橋町、万才町、小ヶ倉町、西彼杵郡時津町
(5) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ FAX及び郵送による入札は認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再入札を行う。

エ 入札執行回数は3回を限度とする。ただし、3回までに決定しない場合は、最低入札者と見積の協議を行う場合がある。

2 入札参加資格

競争入札の参加者の資格等に関する告示（令和8年1月20日付7長振港漁第142号、長崎県ホームページ掲載）に示した長崎港湾漁港事務所公文書・什器移転業務委託に係る入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、当局所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- （住所）〒850-0033 長崎市万才町3番17号
（名称）長崎振興局長崎港湾漁港事務所 総務課 総務経理班
（電話）095-822-1257
（提出期限）令和8年2月5日（木）午後5時まで

4 確認に必要な書類の提出期限

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき確認に必要な書類を期限内に提出しなければならない。また、3の部局から当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の提出した書類は3の部局において審査するものとし、審査の結果、合格した者のみを入札に参加できるものとする。
- (2) 確認に必要な書類の提出期限
令和8年2月5日（木）午後5時まで

5 入札参加条件

- (1) 2の入札参加資格を有していること。
(2) 仕様書の内容を確実に履行できると認められる者。

6 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

3の部局とする。

7 契約条項を示す場所

3の部局等とする。

8 入札説明書等の交付方法

（期間）この公告の日から令和8年2月12日（木）までの間とする。

(方法) 県のホームページに掲載する。なお、3の部局での配布は行わない。

9 入札説明書等に対する質問及び回答

入札説明書等に対する質問は、文書により次の場所へ持参、郵送又はFAXにより行うものとする。ただし、FAXによる場合は入札期日までに原本を提出すること。なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

- (1) 受付場所は、3の部局とする。
- (2) 受付期間は、この公告の日から令和8年2月5日(木)午後5時までとする。(県の休日を除く)
- (3) 回答は長崎県ホームページにて行うものとし、令和8年2月9日(月)午後5時までに行うものとする。

10 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

11 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎市万才町3番17号 長崎港湾漁港事務所 8階入札室

(日時) 令和8年2月13日(金) 午前10時00分から

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を令和8年2月9日(月)午後5時までに納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 長崎港湾漁港事務所長 平井 太郎 を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を令和8年2月9日(月)午後5時までに提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を令和8年2月5日(木)午後5時までに提出する場合。

なお、「同規模」の判断は契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

a 3,000万円以上

b 3,000万円未満1,000万円

c 1,000万円未満

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 長崎港湾漁港事務所長 平井 太郎 を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。

なお、「同規模」の判断は契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

a 3,000万円以上

b 3,000万円未満1,000万円

c 1,000万円未満

13 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

1 4 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

1 5 落札者の決定方法

- (1) 本入札は、最低制限価格を設定していない。
- (2) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (5) 入札回数は3回を限度とする。
- (6) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

1 6 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。